

耐震補強工事等補助金（除却） 必要書類（工事前） （容易な耐震診断調査票による場合）

※記名の際は、押印が必要な場合があります。

※補助金交付決定通知前に事業着手すると補助金が受けられません。

【事業着手】：解体工事等の契約をもって事業着手とみなします。

■必ず提出していただく書類

- 申請書（木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書「第1号様式」）
 - ・申請者は建物所有者に限ります。（所有者が死亡している場合は下記「誓約書」参照）
 - ・建物登記で所有者を確認します。（登記が無い場合は課税にて確認します。）
- 見積書の写し
 - ・下記「見積書の内容について」参照
- 建設業（もしくは解体工事業）の許可証の写し
 - ・見積書を発行している業者のものが必要です
- 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
※調査票と併せて以下の①～④の書類も提出してください。
 - ①建築物の位置を把握するための書類
 - ・位置図（窓口で建築物の位置が確認できた場合は不要）
 - ②調査票における条件を満たしていることが確認できる書類
 - ・登記事項証明書（コピー可）又は、固定資産税課税明細書（コピー可）
 - ③調査票において一見して倒壊の危険性があると判断した部分が確認できる書類
 - ・建物全景写真 及び、該当部分の近景写真
 - ④見積書の妥当性を確認するための書類
 - ・見積り内容についての確認書
- 債権者登録申出書兼口座振込申出書
 - ・印鑑を押印してください。

■必要な場合のみ提出していただく書類

- 委任状（代理の方が手続きを行う場合）
 - ・同居親族の場合は、委任状は不要です。
 - ・代理人は「別居親族」または「事務所登録を行っている建築士」に限ります。
- 誓約書（建物所有者が死亡している場合）
 - ・上記の場合、建物所有者の相続人のみ申請可能です。必ず相続人であるか確認してください
- 同意書（建物所有者が複数存在する場合）
 - ・申請者以外の方、全員の同意書が必要になります。
- 消費税及び地方消費税の仕入税額控除確認書
 - ・申請者が法人の場合のみ必要です。

※見積書の内容について

- 補助申請時に添付する見積書について、以下の点にご注意下さい。
 - ・宛名は申請者氏名（フルネーム）としてください。
 - ・工事場所（地番）を記載してください。
 - ・見積業者の社印、もしくは代表者印を見積書に押印してください。
 - ・見積書の内容は、診断をした家屋解体のみとしてください。
※樹木・ブロック・テラス撤去や建物内部の動産撤去などは対象外であるため補助申請の見積書から省いてください。

■その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

- 建築指導課（建築安全・空き家対策係） 059-354-8207（直通）
059-354-8404（FAX）